（証券コード　9637）
平成28年４月５日

株　主　各　位

大阪市北区小松原町３番３号
（本社事務所 大阪市北区角田町１番１号 東阪急ビル）
オ　ー　エ　ス　株　式　会　社
代表取締役
取締役社長　山　内　芳　樹

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年４月20日（水曜日）午後５時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

記

1. **日　時**　　**平成28年４月21日（木曜日）午前10時**
2. **場　所**　　大阪市北区芝田一丁目１番35号　**新阪急ホテル　２階　紫の間**
（末尾ご案内図ご参照）
3. **目的事項**
報告事項　1. 第98期（平成27年２月１日から平成28年１月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（平成27年２月１日から平成28年１月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎代理人により議決権を行使される場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎本招集ご通知の添付書類及び株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.osgroup.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

〔添付書類〕

事　業　報　告

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国をはじめとする新興国経済の減速の影響により、先行きへの不透明感が強まってまいりました。

このような経済環境のなか、当社グループは、「梅田ＯＳビル」に隣接する「大阪日興ビル」を信託財産とする信託受益権の準共有持分を昨年４月に新たに取得いたしました。また、本年１月には「梅田ＯＳビル」の建物部分を譲渡し、ホテル事業を廃止するなど、将来を見据えた経営資源の選択と集中を図ってまいりました。

当連結会計年度の成績は、映画事業及び不動産賃貸・販売事業が堅調に推移したことなどにより、売上高は10,154,619千円と前期に比べ642,677千円（6.8％）の増収となり、営業利益は1,062,472千円と前期に比べ294,297千円の増益、経常利益は904,947千円と前期に比べ291,436千円の増益となりましたが、特別損失として減損損失等を計上した結果、当期純利益は2,566千円と前期に比べ365,900千円の減益となりました。

（映画事業）

映画事業におきましては、邦画作品では「名探偵コナン 業火の向日葵（ごうかのひまわり）」「バケモノの子」「ＨＥＲＯ」「映画 妖怪ウォッチ エンマ大王と５つの物語だニャン！」、洋画作品では「シンデレラ」「ジュラシック・ワールド」「ミニオンズ」「スター・ウォーズ／フォースの覚醒」などの話題作を上映いたしました。

また、「ＯＳシネマズミント神戸」におきましては、中継上映用光通信回線を新たに敷設し、宝塚歌劇団の「タカラヅカスペシャル2015 －Ｎｅｗ Ｃｅｎｔｕｒｙ，Ｎｅｘｔ Ｄｒｅａｍ－」や“三代目Ｊ Ｓｏｕｌ Ｂｒｏｔｈｅｒｓ”の「ＢＬＵＥ ＰＬＡＮＥＴ」などを上映し、映画以外のデジタルコンテンツの拡充に取り組んでまいりました。さらに、出演者等による舞台挨拶を積極的に行うなど、他館との差別化を図ってまいりました。

なお、「姫路ＯＳ１・２・３」につきましては、事業環境の変化に伴い、本年１月末をもって閉館いたしました。

売上高は3,163,123千円と前期に比べ170,028千円（5.7％）の増収となり、営業利益は162,508千円と前期に比べ38,887千円の増益となりました。

（不動産賃貸・販売事業）

不動産賃貸におけるオフィスビル市況は、企業業績の回復を背景とした企業の移転・増床需要の高まりを受け、空室消化が進んでおります。東京都心５区では新規供給が減少した影響もあり、需給バランスが改善され、賃料水準は緩やかに回復しております。大阪ビジネス地区におきましては、梅田など一部のエリアで空室率の改善が見られましたが、全体的には空室率、賃料水準ともに依然横ばいで推移しております。

このような状況のなか、不動産賃貸事業におきましては、空調更新工事や共用部の美装化を進め、快適な環境の整備を行うなど、資産価値の維持・向上に努めてまいりました。その結果、当連結会計年度末における当社が直接保有するビルの稼働率は100％と満室稼働となりました。

なお、昨年４月に不動産信託受益権として取得した「大阪日興ビル」につきましては、収益に寄与しております。

不動産販売事業におきましては、分譲マンション「プレージア守口松町 ザ・レジデンス」及び「プレージアブラン東園田」、ならびに本年１月に竣工した「プレージア京都 山科東野」の売上を計上しております。

また、昨年６月に京都市左京区に新たな分譲マンション用地を取得し、事業計画の策定を進めております。

売上高は5,229,110千円と前期に比べ417,445千円（8.7％）の増収となり、営業利益は1,240,058千円と前期に比べ150,492千円の増益となりました。

（ホテル事業）

ホテル事業につきましては、本年１月６日付で「梅田ＯＳホテル」の営業を終了し、当連結会計年度末をもって事業を廃止いたしました。

売上高は753,279千円と前期に比べ20,582千円（2.8％）の増収となり、営業利益は276,437千円と前期に比べ82,513千円の増益となりました。

（飲食事業）

飲食業界は、円安の進行に伴う原材料価格の高騰、人手不足による人材採用コストや人件費の増加に加え、同業他社との競争の激化など、依然厳しい経営環境が継続しております。

飲食事業におきましては、新商品の提供やサービスの充実に取り組み、顧客満足度の向上に努めるとともに、より効率的な事業展開を図ってまいりました。

しかしながら、当連結会計年度より「姫路ＯＳビヤガーデン」の期間営業を取りやめたことにより、売上高は387,763千円と前期に比べ12,612千円（3.2％）の減収となり、営業利益は10,614千円と前期に比べ2,805千円の減益となりました。

（その他事業）

アミューズメント業界は、ゲームの多様化による消費ニーズの変化を受け、厳しい市場環境にあります。

「ｎａｍｃｏ三宮店」におきましては、都市型店舗としての立地条件の良さから、訪日旅行者などの新たな顧客層が増加したことにより、堅調に推移いたしました。

売上高は621,341千円と前期に比べ47,232千円（8.2％）の増収となり、営業利益は90,887千円と前期に比べ6,423千円の増益となりました。

（注）各セグメントの営業利益合計額と連結業績における営業利益との差異は、主として各セグメントに帰属しない全社費用（一般管理費）であります。

事業別売上高

事業別	売上高	構成比
映画事業	3,163,123千円	31.2％
不動産賃貸・販売事業	5,229,110	51.5
ホテル事業	753,279	7.4
飲食事業	387,763	3.8
その他事業	621,341	6.1
計	10,154,619	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資は、「大阪日興ビル(不動産信託受益権)」の取得ならびに梅田ＯＳビル建物部分の譲渡等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の所要資金は、自己資金、借入金及び社債の発行でまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、雇用や所得環境の改善が続き、景気は緩やかに回復に向かうと予測されるものの、新興国経済の減速によって景気の回復が下押しされることも懸念されます。

映画事業におきましては、「ＯＳシネマズミント神戸」「ＯＳシネマズ神戸ハーバーランド」において、それぞれの特性に合わせた番組編成を行うとともに、空間を活かしたイベントを実施するなど、収益力の強化に努めてまいります。

不動産賃貸事業におきましては、テナント退店による空室リスクに備え、計画的に設備投資を行い、資産価値の向上に取り組むとともに、テナントとの良好な関係の維持に努めてまいります。

不動産販売事業におきましては、本年１月に竣工した「プレージア京都 山科東野」の早期完売に努めてまいります。また、京都市左京区における分譲マンションプロジェクトの事業化に向け鋭意努力してまいります。さらには、新たな開発用地の取得、事業化につきましても検討を進めてまいります。

飲食事業におきましては、安全・安心な商品の提供に努めるとともに、接客サービスの充実に努め、魅力的な店舗づくりに取り組んでまいります。また、引き続きコスト管理を徹底し、既存店舗の強化・立て直しを進めてまいります。

なお、「梅田ＯＳビル」の当該土地につきましては、隣接する「大阪日興ビル」とともに一体開発することを中長期的なプロジェクトの核とし、今後協議検討する準備を進めてまいります。

当社グループは、将来の事業投資に備えるべく、内部留保の確保に留意するとともに、引き続き経営資源の選択と集中を図り、強固な経営・財務基盤の構築を推進してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第　95　期 [平成24年２月１日から 平成25年１月31日まで]	第　96　期 [平成25年２月１日から 平成26年１月31日まで]	第　97　期 [平成26年２月１日から 平成27年１月31日まで]	第　98　期 (当連結会計年度) [平成27年２月１日から 平成28年１月31日まで]
売　上　高(千円)	8,582,875	8,022,018	9,511,942	10,154,619
経 常 利 益(千円)	663,289	450,588	613,510	904,947
当 期 純 利 益又は 当期純損失(△)(千円)	352,550	△109,355	368,466	2,566
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	22.24	△6.90	23.25	0.16
総　資　産(千円)	30,622,636	30,822,074	30,960,517	31,241,305
純　資　産(千円)	8,560,453	8,401,054	8,675,793	8,824,693
1株当たり純資産(円)	539.99	530.06	547.59	557.22

(注) 1. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数、１株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 第96期の売上高の減少は、主として不動産賃貸・販売事業の減収によるものであります。また、当期純利益の減少は、主として「姫路ＯＳビル」の譲渡に伴い固定資産売却損等を特別損失に計上したことによります。
3. 第97期の売上高、経常利益、当期純利益の増加は、主として映画事業及び不動産賃貸・販売事業の増収によるものであります。
4. 第98期につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
ＯＳフードサービス株式会社	10,000	100	飲食業
オーエス・シネブラザーズ株式会社	10,000	100	映画事業
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	30,000	100	ビル総合管理業
ＯＳ不動産株式会社	10,000	100	賃貸業・不動産業

(注)　当連結会計年度末の当社の連結子会社は上記の４社であります。

(7) 主要な事業内容（平成28年１月31日現在）

当社グループは、「映画事業」「不動産賃貸・販売事業」「ホテル事業」「飲食事業」「その他事業」の５つに区分し、下記サービスの提供を行っております。

「映　画　事　業」…当社が映画興行の経営を行っております。また、オーエス・シネブラザーズ株式会社は劇場の運営を行っております。

「不動産賃貸・販売事業」…当社及びＯＳ不動産株式会社が所有不動産を賃貸するほか、土地・建物の売買及び仲介等を行っております。また、ＯＳ共栄ビル管理株式会社はビル総合管理業等を行っております。

「ホ　テ　ル　事　業」…当社が梅田ＯＳホテルの経営を行っておりましたが、平成28年１月31日をもって事業を廃止いたしました。

「飲　食　事　業」…ＯＳフードサービス株式会社が飲食店の経営を行っております。

「そ　の　他　事　業」…当社がｎａｍｃｏ三宮店の経営を行っております。

(8) 主要な事業所（平成28年１月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名　称	所在地	名　称	所在地
本　社	大阪市北区	梅田楽天地ビル	大阪市北区
ＯＳシネマズミント神戸	神戸市中央区	浜松町ＯＳビル	東京都港区
ＯＳシネマズ神戸ハーバーランド	〃	丸石新橋ビル	〃
姫路ＯＳ	兵庫県姫路市	メタリオンＯＳビル	東京都品川区
ＴＯＨＯシネマズ西宮ＯＳ	兵庫県西宮市	内神田ＯＳビル	東京都千代田区
ＯＳビル	大阪市北区	ｎａｍｃｏ三宮店	神戸市中央区

（注）1. 「ＴＯＨＯシネマズ西宮ＯＳ」はＴＯＨＯシネマズ株式会社との共同経営です。
2. 「梅田ＯＳホテル」は平成28年１月６日に営業を終了し、同日、「梅田ＯＳビル」を譲渡いたしました。
3. 「姫路ＯＳ（姫路ＯＳ１・２・３）」は平成28年１月31日をもって閉館いたしました。

② 子会社の主要な事業所

名称	所在地	
	本社	営業所
ＯＳフードサービス株式会社	大阪市北区	大阪市北区、神戸市中央区
オーエス・シネブラザーズ株式会社	〃	神戸市中央区、兵庫県姫路市
ＯＳ共栄ビル管理株式会社	〃	大阪市北区、神戸市中央区
ＯＳ不動産株式会社	〃	

(9) 従業員の状況（平成28年１月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
148名	11名減

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	６名減	37才６月	15年９月

(注) 従業員数には、出向社員及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成28年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,633,640千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,322,397千円

2. 会社の株式に関する事項（平成28年１月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　40,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　16,000,000株（うち自己株式　　162,931株）
(3) 株　主　数　　5,749名
(4) 大　株　主　（上 位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
阪急不動産株式会社	2,399千株	15.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（管理信託口・79101）	2,050	12.94
東宝不動産株式会社	2,000	12.63
東宝株式会社	1,473	9.30
阪急阪神ホールディングス株式会社	1,128	7.13
建石産業株式会社	88	0.56
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	60	0.38
日新火災海上保険株式会社	55	0.35
株式会社三井住友銀行	50	0.32
山口　喬	43	0.27

（注）1. 当社は、自己株式162,931株を保有しておりますが、表記しておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社名義の当社株式は、社内預金引当信託契約の信託財産として東宝株式会社が信託しているものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の発行はございません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年１月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	山内芳樹	
代表取締役 常務取締役	石田貢	
取締役	千田諭	東宝株式会社　代表取締役副社長 株式会社日本アート・シアター・ギルド 代表取締役
取締役	髙橋秀一郎	
取締役	藤原聡	首都圏事業部担当　首都圏事業部長
取締役	松本清秀	ビル事業部・不動産事業部担当 不動産事業部長
取締役	土井雄二郎	人事総務部・業務監理室・映像事業部担当
取締役	矢﨑秀成	経営企画部・ホテル事業部・経理部担当 経営企画部長
監査役	沖本友保	東宝株式会社　常勤監査役
監査役	能上尚久	阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 阪急電鉄株式会社 専務取締役 株式会社東京楽天地 社外監査役 株式会社ステーションネットワーク関西 代表取締役社長
監査役（常勤）	外子浦孝行	

（注）1. 取締役千田　諭、髙橋秀一郎の両氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役沖本友保、能上尚久の両氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役能上尚久氏は、阪急電鉄株式会社の経営企画担当専務取締役であり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対し、監査役能上尚久氏を独立役員と指定する独立役員届出書を提出いたしております。
5. 当事業年度中の取締役の異動
平成27年４月23日、栗原拓二、明山　猛、松岡　功の各氏は取締役を退任いたしました。
同日、取締役に千田　諭、髙橋秀一郎、土井雄二郎、矢﨑秀成の各氏が就任いたしました。
同日、取締役石田　貢氏は代表取締役常務取締役に就任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の担当及び兼職の異動
平成27年４月23日、代表取締役常務取締役石田　貢氏の映像事業部長の委嘱を解きました。
同日、取締役藤原　聡氏に首都圏事業部担当を委嘱いたしました。
同日、取締役松本清秀氏にビル事業部・不動産事業部の担当兼務を委嘱いたしました。
同日、取締役土井雄二郎氏に人事総務部・業務監理室の担当兼務を委嘱いたしました。
同日、取締役矢﨑秀成氏に経営企画部・ホテル事業部の担当兼務及び経営企画部長を委嘱いたしました。
平成27年12月15日、代表取締役常務取締役石田　貢氏の経理部・映像事業部の担当を解きました。
同日、取締役土井雄二郎氏に映像事業部の担当兼務を委嘱いたしました。
同日、取締役矢﨑秀成氏に経理部の担当兼務を委嘱いたしました。
平成28年１月31日、ホテル事業部を廃止し、同日をもって取締役矢﨑秀成氏のホテル事業部の担当兼務を解きました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　員	報 酬 等 の 額
取　締　役 （うち社外取締役）	11名 （３名）	107,244千円 （13,920千円）
監　査　役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	22,350千円 （　4,500千円）
合　　計 （うち社外役員）	14名 （５名）	129,594千円 （18,420千円）

（注）1. 株主総会の決議（平成３年４月25日定時株主総会）による取締役報酬限度額は月額20,000千円以内、監査役報酬限度額は月額3,000千円以内であります。
2. 上記の他に使用人兼務取締役の使用人給与相当額34,236千円があります。
3. 当該事業年度の取締役及び監査役への賞与の支給はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役千田　諭氏は東宝株式会社の代表取締役副社長を、また、監査役沖本友保氏は同社の常勤監査役を兼務しております。同社は当社の大株主であり、当社と競業関係ならびに取引関係にあります。また、同社は当社の特定関係事業者です。
・取締役千田　諭氏が代表取締役を兼務する株式会社日本アート・シアター・ギルドと当社との間に特別の関係はありません。
・監査役能上尚久氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の取締役、阪急電鉄株式会社の専務取締役、株式会社東京楽天地の社外監査役及び株式会社ステーションネットワーク関西の代表取締役社長を兼務しております。阪急阪神ホールディングス株式会社は当社の大株主であり、阪急電鉄株式会社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。また、株式会社東京楽天地は当社と競業関係にあります。なお、株式会社ステーションネットワーク関西と当社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取　締　役	千　田　　諭	平成27年４月23日就任以来開催された取締役会６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取　締　役	髙　橋　秀一郎	平成27年４月23日就任以来開催された取締役会６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	沖　本　友　保	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回すべてに出席し、また、同じく開催された６回の監査役会のうち６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監　査　役	能　上　尚　久	当事業年度に開催された取締役会９回のうち９回すべてに出席し、また、同じく開催された６回の監査役会のうち６回すべてに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,321千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,321千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められる場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部門を置き、同部門は、当社及び子会社のコンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、コンプライアンス啓発マニュアルを作成し、コンプライアンスに関する研修を実施する。

法令、定款、規定もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設ける。

コンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、社長を対策本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、対処方法等を検討するとともに、監査役に報告する。

当社の内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施する。

財務報告の信頼性を確保するため、当社及び子会社のすべての役職員に対して内部統制の重要性の理解を促し、財務報告に係る内部統制が効率的に運用される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価する。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察や顧問弁護士等との連携を図り、取引関係を含め一切の関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規定に従い、適切に保存・管理を行うものとし、監査役はこれらの文書を常時閲覧できる。

文書の保存・管理に関する規定には、重要な文書の保管方法、保存年限などを定めるものとし、その規定を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行う。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループ全体における組織横断的なリスクについては危機管理委員会が、所管業務に関するリスクについては当社の各担当部門または子会社がそれぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、危機対策本部を設置して、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。

子会社については各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。

当社の内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理の有効性を評価する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の業務執行については、業務組織に基づく「業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会に報告する。

定例取締役会において重要事項を決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行う。また、取締役会の下に、常勤役員から成る当務会を設け、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行う。

グループ経営会議を設け、当社グループ全体における経営戦略及び経営課題の共有を図る。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社及び子会社においてＩＴ化を推進する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社から子会社の取締役・監査役を派遣し、子会社における取締役の業務執行の監理を行う。

子会社より定期的に経営内容の報告を受け、また、重要案件についてはグループ経営会議において審議を行う。

当社グループ内の資金調達を当社が管理することにより、資金の流れの透明性を確保する。

監査体制、コンプライアンス推進体制などについては、当社グループ全体をその対象とし、必要な体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するために、監査役の要請があれば、取締役会の決議により独立した補助組織を設置するとともに、専任スタッフを配置する。

⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動、評価等に関しては、監査役と事前に協議を行う。

当該使用人は監査役の指揮命令に従い、その職務を行う。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、監査役が出席する取締役会ならびに当務会及びグループ経営会議において重要事項の報告を行う。

当社及び子会社の取締役及び使用人等が業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、監査計画・監査結果を適時閲覧に供するほか、内部監査活動（内部通報制度の運用状況を含む）に関する報告を適時行う。

当社及び子会社は、監査役へ報告した者に対して不利な取扱いを行うことを禁止し、周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

監査役は、会社外部の専門家（弁護士・会計監査人等）に意見を求めることができる。

監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査部門は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施し、半年ごとに取締役会へ報告を行っております。

② コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の役職員に対し、情報セキュリティなどのコンプライアンス研修を適宜実施し、法令及び定款遵守への意識の向上を図っております。また、当社は、グループ全体を対象とした内部通報制度を設け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

危機管理委員会を毎月開催し、各部室及び子会社から報告されたリスクに対し、その対応策を検討するとともに、再発防止のための取組みについて協議しております。

④ 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を９回開催し、法令ならびに定款に定められた事項を審議、決定するとともに、業務執行の状況等の監督を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行

当事業年度において監査役会を６回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。また、常勤監査役は当務会や危機管理委員会等の重要会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

⑥ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

本事業報告中の記載金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（平成28年１月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**3,621,808**	**流動負債**	**4,484,685**
現金及び預金	1,560,130	買掛金	230,525
売掛金	298,620	短期借入金	2,723,947
有価証券	15,133	1年内償還予定の社債	700,000
販売用不動産	1,484,447	未払金	87,725
商品	14,067	未払費用	325,051
貯蔵品	5,297	未払法人税等	9,744
前払費用	85,516	未払消費税等	18,730
繰延税金資産	20,476	賞与引当金	37,190
その他	145,501	その他	351,771
貸倒引当金	△7,383	**固定負債**	**17,931,926**
固定資産	**27,602,891**	社債	1,000,000
有形固定資産	**25,742,139**	長期借入金	11,539,550
建物及び構築物	8,661,407	長期預り保証金	2,037,068
機械装置及び運搬具	144,032	繰延税金負債	1,249,316
工具、器具及び備品	196,324	再評価に係る繰延税金負債	1,761,580
土地	14,380,805	退職給付に係る負債	344,411
信託建物	540,961	**負債合計**	**22,416,611**
信託土地	1,812,608	（純資産の部）	
建設仮勘定	6,000	**株主資本**	**5,986,313**
無形固定資産	**135,068**	資本金	800,000
ソフトウエア	133,677	資本剰余金	66,507
その他	1,390	利益剰余金	5,221,101
投資その他の資産	**1,725,683**	自己株式	△101,295
投資有価証券	529,583	**その他の包括利益累計額**	**2,838,380**
長期前払費用	135,104	その他有価証券評価差額金	134,148
差入保証金	612,227	土地再評価差額金	2,704,231
建設協力金	418,791	**純資産合計**	**8,824,693**
繰延税金資産	12,154		
その他	17,822		
繰延資産	**16,604**		
社債発行費	16,604		
資産合計	**31,241,305**	**負債純資産合計**	**31,241,305**

連結損益計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
売上高		10,154,619
売上原価		8,279,845
売上総利益		**1,874,773**
一般管理費		812,301
営業利益		**1,062,472**
営業外収益		
受取利息	9,553	
受取配当金	7,319	
その他	11,588	28,461
営業外費用		
支払利息	167,822	
その他	18,163	185,986
経常利益		**904,947**
特別損失		
減損損失	1,089,975	
事業整理損	27,505	
固定資産除却損	4,725	1,122,206
税金等調整前当期純損失		**217,259**
法人税、住民税及び事業税	21,943	
法人税等調整額	△241,769	△219,825
少数株主損益調整前当期純利益		**2,566**
当期純利益		**2,566**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,506	5,297,740	△96,708	6,067,538
当期変動額					
剰余金の配当			△79,205		△79,205
当期純利益			2,566		2,566
自己株式の取得				△4,597	△4,597
自己株式の処分		0		9	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	0	△76,638	△4,587	△81,225
当期末残高	800,000	66,507	5,221,101	△101,295	5,986,313

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	117,576	2,518,226	△27,547	2,608,254	8,675,793
当期変動額					
剰余金の配当					△79,205
当期純利益					2,566
自己株式の取得					△4,597
自己株式の処分					10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	16,572	186,005	27,547	230,125	230,125
当期変動額合計	16,572	186,005	27,547	230,125	148,899
当期末残高	134,148	2,704,231	－	2,838,380	8,824,693

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　４社

(2) 連結子会社の名称　ＯＳフードサービス株式会社
オーエス・シネブラザーズ株式会社
ＯＳ共栄ビル管理株式会社
ＯＳ不動産株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

（その他有価証券）

時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、貯蔵品 … 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっておりますが、一部については定率法を採用しております。

ただし、平成19年３月31日以前に取得したものについては、旧定額法及び旧定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を算定する方法による簡便法を適用しております。

なお、会計基準変更時差異(634,576千円)については、15年による均等按分額を費用処理しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり均等償却しております。

②ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

③任意組合(共同事業体)の会計処理

当社の当連結会計年度における任意組合の仮決算による財産及び損益の状況に基づいて、任意組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。

④消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物	6,551,777千円
土地	11,149,678千円

上記に対応する債務

借入金及び社債	8,794,037千円

このほか、宅地建物取引業法に基づく営業保証金20,378千円及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅販売瑕疵担保保証金113,551千円を法務局に供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　10,718,268千円

3. 保証債務

顧客の住宅つなぎローンに対する保証債務　434,500千円

4. 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年１月31日

再評価の方法　再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場　所	用　途	種　類	減損損失
大阪市	賃貸用物件	建物他	572,136
〃	ホテル	建物他	219,800
姫路市	劇場	建物他	17,940
神戸市	劇場	建物他	275,000
本社他	電話加入権	無形固定資産	5,096
計			1,089,975

(経緯)

大阪市の物件については、資産の売却に伴い、その他の物件については、営業の終了及び回収可能性を鑑み減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

原則として事業部別に区分し、賃貸用不動産及び劇場については、個々の物件を単位としております。

(回収可能額の算定方法)

資産グループ毎の回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しております。

正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を適用しております。

使用価値については将来キャッシュ・フローを2.0%の割引率で割り引いて算定しております。

また、電話加入権については、将来の売却価額が見込めないため、帳簿価額を零として評価しております。

2. 事業整理損の内容は、次のとおりであります。

梅田ＯＳホテル、姫路ＯＳ１・２・３の営業終了に伴う損失であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　16,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月23日定時株主総会	普通株式	39,609	2.50	平成27年1月31日	平成27年4月24日
平成27年9月14日取締役会	普通株式	39,596	2.50	平成27年7月31日	平成27年10月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,592	2.50	平成28年1月31日	平成28年4月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については金融機関からの借入や社債発行などによっております。

営業債権である売掛金にかかる顧客の信用リスクは、各社の社内規定等に基づき与信管理を行い、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に、長期借入金及び社債は主に設備投資にかかる資金調達であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの((注)2. 参照)及び重要性が乏しいものについては、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,560,130	1,560,130	―
(2)売掛金	298,620	298,620	―
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	469,014	469,014	―
資産計	2,327,765	2,327,765	―
(1)買掛金	230,525	230,525	―
(2)短期借入金(※１)	―	―	―
(3)社債(※２)	1,700,000	1,695,491	△4,508
(4)長期借入金(※１)	14,263,497	14,479,935	216,438
負債計	16,194,022	16,405,952	211,930
デリバティブ取引	―	―	―

※１　１年内返済予定の長期借入金は(4)長期借入金に含めております。

※２　１年内償還予定の社債は(3)社債に含めております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)社債、(4)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっております。変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注)2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	75,702千円
長期預り保証金	2,037,068千円

上記については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では大阪府その他の地域において賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
24,173,130千円	30,028,984千円

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　557円22銭
2. １株当たり当期純利益　０円16銭

（備考）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年１月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**3,397,226**	**流動負債**	**4,399,572**
現金及び預金	1,399,080	買掛金	203,270
売掛金	262,248	1年内返済予定の長期借入金	2,723,947
有価証券	15,133	1年内償還予定の社債	700,000
販売用不動産	1,484,447	未払金	88,051
商品	11,586	未払費用	314,694
貯蔵品	436	未払法人税等	1,053
前払費用	72,747	前受金	174,784
繰延税金資産	16,522	預り金	166,216
未収入金	115,715	賞与引当金	27,555
その他	26,148	**固定負債**	**17,887,815**
貸倒引当金	△6,839	社債	1,000,000
固定資産	**27,497,842**	長期借入金	11,539,550
有形固定資産	**25,663,793**	長期預り保証金	2,029,149
建物	8,605,750	繰延税金負債	1,249,316
構築物	28,106	再評価に係る繰延税金負債	1,761,580
機械及び装置	144,032	退職給付引当金	308,220
工具、器具及び備品	190,164	**負債合計**	**22,287,388**
土地	14,336,169	（純資産の部）	
信託建物	540,961	**株主資本**	**5,785,904**
信託土地	1,812,608	**資本金**	**800,000**
建設仮勘定	6,000	**資本剰余金**	**66,507**
無形固定資産	**134,649**	資本準備金	66,506
ソフトウエア	133,525	その他資本剰余金	0
その他	1,123	**利益剰余金**	**5,020,692**
投資その他の資産	**1,699,399**	利益準備金	200,000
投資有価証券	320,405	その他利益剰余金	4,820,692
関係会社株式	209,177	固定資産圧縮積立金	2,963,434
長期前払費用	134,829	別途積立金	340,600
差入保証金	598,372	繰越利益剰余金	1,516,658
建設協力金	418,791	**自己株式**	**△101,295**
その他	17,822	**評価・換算差額等**	**2,838,380**
繰延資産	**16,604**	その他有価証券評価差額金	134,148
社債発行費	16,604	土地再評価差額金	2,704,231
		純資産合計	**8,624,284**
資産合計	**30,911,672**	**負債純資産合計**	**30,911,672**

損　益　計　算　書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売上高		9,506,021
売上原価		7,763,107
売上総利益		**1,742,914**
一般管理費		722,197
営業利益		**1,020,716**
営業外収益		
受取利息	9,549	
受取配当金	7,319	
その他	11,499	28,368
営業外費用		
支払利息	167,822	
その他	18,411	186,234
経常利益		**862,850**
特別損失		
減損損失	1,089,975	
事業整理損	28,473	
固定資産除却損	4,725	1,123,173
税引前当期純損失		**260,323**
法人税、住民税及び事業税	11,000	
法人税等調整額	△244,669	△233,669
当期純損失		**26,653**

株主資本等変動計算書

（平成27年２月１日から
平成28年１月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	800,000	66,506	－	66,506	200,000	2,868,657	340,600	1,717,293	5,126,551
当期変動額									
剰余金の配当								△79,205	△79,205
税率変更による積立金の調整額						148,013		△148,013	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△53,237		53,237	－
当期純損失								△26,653	△26,653
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	0	0	－	94,776	－	△200,635	△105,858
当期末残高	800,000	66,506	0	66,507	200,000	2,963,434	340,600	1,516,658	5,020,692

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△96,708	5,896,349	117,576	2,518,226	2,635,802	8,532,151
当期変動額						
剰余金の配当		△79,205				△79,205
税率変更による積立金の調整額		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純損失		△26,653				△26,653
自己株式の取得	△4,597	△4,597				△4,597
自己株式の処分	9	10				10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			16,572	186,005	202,577	202,577
当期変動額合計	△4,587	△110,445	16,572	186,005	202,577	92,132
当期末残高	△101,295	5,785,904	134,148	2,704,231	2,838,380	8,624,284

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

（子会社株式）

移動平均法による原価法を採用しております。

（その他有価証券）

時価のあるもの…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

販売用不動産 … 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品、貯蔵品 … 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっておりますが、一部については定率法を採用しております。

ただし、平成19年３月31日以前に取得したものについては、旧定額法及び旧定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を算定する方法による簡便法を適用しております。

なお、会計基準変更時差異（626,474千円）については、15年による均等按分額を費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費については社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(3) 任意組合(共同事業体)の会計処理

当社の当事業年度における任意組合の仮決算による財産及び損益の状況に基づいて、任意組合の資産・負債・収益・費用を当社の持分割合に応じて計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る会計基準変更時差異の未処理額の会計処理方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保に供している資産

建物	6,551,777千円
土地	11,149,678千円

上記に対応する債務

借入金及び社債	8,794,037千円

このほか、宅地建物取引業法に基づく営業保証金20,378千円及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく住宅販売瑕疵担保保証金113,551千円を法務局に供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額　10,613,440千円

3. 保証債務

顧客の住宅つなぎローンに対する保証債務	434,500千円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	13,295千円
短期金銭債務	87,358千円
長期金銭債務	2,152千円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成14年１月31日

再評価の方法　再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

(損益計算書に関する注記)

1. 当事業年度において以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場　所	用　途	種　類	減損損失
大阪市	賃貸用物件	建物他	572,136
〃	ホテル	建物他	219,800
姫路市	劇場	建物他	17,940
神戸市	劇場	建物他	275,000
本社他	電話加入権	無形固定資産	5,096
計			1,089,975

(経緯)

大阪市の物件については、資産の売却に伴い、その他の物件については、営業の終了及び回収可能性を鑑み減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

原則として事業部別に区分し、賃貸用不動産及び劇場については、個々の物件を単位としております。

(回収可能額の算定方法)

資産グループ毎の回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値により測定しております。

正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を適用しております。

使用価値については将来キャッシュ・フローを2.0%の割引率で割り引いて算定しております。

また、電話加入権については、将来の売却価額が見込めないため、帳簿価額を零として評価しております。

2. 事業整理損の内容は、次のとおりであります。
梅田ＯＳホテル、姫路ＯＳ１・２・３の営業終了に伴う損失であります。

3. 関係会社との取引高

売上高	90,510千円
売上原価及び一般管理費	1,072,583千円
営業外収益	6,582千円
営業外費用	358千円
資産購入高	22,358千円
特別損失	967千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	162,931株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	9,093千円
未払役員退職慰労金	1,485千円
未払事業所税	4,858千円
その他	8,126千円
繰延税金資産合計	23,562千円
繰延税金負債との相殺	△7,040千円
繰延税金資産（流動）の純額	16,522千円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	165,198千円
退職給付引当金	99,292千円
減価償却費超過額	39,402千円
その他	17,914千円
小計	321,806千円
評価性引当額	△99,078千円
繰延税金資産合計	222,728千円
繰延税金負債との相殺	△222,728千円
繰延税金資産（固定）の純額	―千円
繰延税金負債（流動）	
未収事業税	△6,996千円
その他有価証券評価差額金	△43千円
繰延税金負債合計	△7,040千円
繰延税金資産との相殺	7,040千円
繰延税金負債（流動）の純額	―千円
繰延税金負債（固定）	
固定資産圧縮積立金	△1,408,375千円
その他有価証券評価差額金	△63,668千円
繰延税金負債合計	△1,472,044千円
繰延税金資産との相殺	222,728千円
繰延税金負債（固定）の純額	△1,249,316千円

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	544円56銭
2.	１株当たり当期純損失	１円68銭

（備考）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年３月９日

オーエス株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山 田 英 明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、オーエス株式会社の平成27年２月１日から平成28年１月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーエス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年３月９日

オーエス株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河 崎 雄 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山 田 英 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、オーエス株式会社の平成27年２月１日から平成28年１月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年２月１日から平成28年１月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年３月14日

オーエス株式会社　監査役会

監　査　役　沖 本 友 保 ㊞
監　査　役　能 上 尚 久 ㊞
監査役（常勤）　外子浦　孝行 ㊞

(注)監査役沖本友保及び監査役能上尚久は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保に配慮し、業績を勘案しながら、安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

また、内部留保した資金については、今後の事業展開のための有効投資等に充当する考えであります。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、１株につき２円50銭（中間配当金を含め年５円）とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金２円50銭
総額 39,592,673円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年４月22日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨、ならびに今後も継続的に業務執行の監督を行うのに相応しい人材を確保し、その役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 経営の監督と執行の分離を目的として執行役員制度を導入することを明確にするため、取締役会が執行役員を選任できる旨、ならびに執行役員の中から役付執行役員を選定できる旨の規定を新設するものであります。また、当該規定の新設に伴い、役付取締役の規定を一部変更するとともに、取締役の員数の上限を減少させるものであります。

(4) 条文の新設・削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現　行　定　款	変　　更　　案
(機関) 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	(機関) 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 (削除) ３．会計監査人
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会等
(員数) 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	(員数) 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
(新　設)	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
(選任方法) 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。
２　(条文省略) ３　(条文省略)	２　(現行どおり) ３　(現行どおり)
(任期) 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新　設)	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新　設)	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2　取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長若干名を選定することができる。
第23条　（条文省略）	第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新　設）	（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもって定める。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　設）	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって、免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新　設）	（執行役員） 第29条　当会社は、取締役会の決議をもって、執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることができる。 ２　当会社は、取締役会の決議をもって、執行役員の中から専務執行役員および常務執行役員各若干名を選定することができる。
第５章　監査役および監査役会	（削　除）
（員数） 第27条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第28条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役および常任監査役） 第30条　常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。 2　監査役会は、その決議によって常任監査役若干名を選定することができる。	（削　除）
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催できる。	（削　除）
（報酬等） 第32条　監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	（削　除）
（新　設）	第５章　監査等委員会
（新　設）	（常勤の監査等委員） 第30条　監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　設）	（監査等委員会の招集通知） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第33条～第36条　（条文省略）	第32条～第35条　（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役８名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	山内芳樹（やまうちよしき） （昭和25年10月23日生）	昭和50年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 平成13年６月　同　取締役 平成15年６月　同　常務取締役 平成16年４月　同　代表取締役常務取締役 平成16年４月　当社監査役 平成17年４月　阪急ホールディングス株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）代表取締役 平成17年４月　阪急電鉄株式会社　代表取締役常務取締役 平成18年４月　阪急ホールディングス株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）取締役 平成18年４月　当社代表取締役取締役社長（現在）	19,000株
2	千田諭（ちださとし） （昭和24年11月20日生）	昭和49年４月　東宝株式会社入社 平成９年５月　同　取締役 平成14年５月　同　常務取締役 平成18年５月　同　専務取締役 平成23年５月　同　代表取締役副社長（現在） 平成27年４月　当社取締役（現在） 重要な兼職の状況 東宝株式会社　代表取締役副社長 株式会社日本アート・シアター・ギルド　代表取締役	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	髙橋秀一郎（たかはししゅういちろう） （昭和29年２月27日生）	昭和51年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 平成15年６月　同　取締役 平成17年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 平成18年４月　同　常務取締役 平成19年４月　阪急不動産株式会社　専務取締役 平成22年９月　阪急リート投信株式会社　代表取締役社長 平成24年６月　大阪地下街株式会社　代表取締役社長 平成27年４月　当社取締役（現在）	2,000株
4	藤原聡（ふじわらさとし） （昭和38年２月８日生）	昭和60年４月　当社入社 平成19年４月　同　ビル事業部長 平成23年４月　同　企画室長 平成23年10月　同　首都圏事業部長（現在） 平成24年４月　同　取締役（現在）	7,000株

（注）1.　取締役候補者と当社との特別の利害関係
(1) 千田　諭氏は東宝株式会社代表取締役副社長であり、同社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。
(2) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各再任候補者の現在の当社における担当につきましては事業報告の「会社役員に関する事項」をご参照ください。
3. 千田　諭氏は社外取締役候補者であります。
4. 千田　諭氏を社外取締役候補者とした理由は、長く経営全般に携われており、その豊富な経験・知見を当社の経営にいかしていただくためであります。同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
5. 千田　諭氏が原案どおり選任された場合、第２号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、当社と同氏との間で会社法第427条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	外子浦　孝行（げしうら　たかゆき） （昭和37年４月17日生）	昭和60年４月　当社入社 平成21年４月　同　人事総務部長 平成24年４月　同　監査役（現在）	6,000株
2	沖本　友保（おきもと　ともやす） （昭和31年12月16日生）	昭和56年４月　東宝株式会社入社 平成15年４月　同　関西支社総務部長 平成21年５月　同　関西支社長兼関西支社不動産経営部長兼総務部長 平成22年４月　当社監査役（現在） 平成23年５月　東宝株式会社　常勤監査役（現在） 重要な兼職の状況 東宝株式会社　常勤監査役	2,000株
3	能上　尚久（のがみ　なおひさ） （昭和33年７月30日生）	昭和57年４月　阪急電鉄株式会社（現阪急阪神ホールディングス株式会社）入社 平成19年４月　阪急電鉄株式会社　取締役 平成22年４月　株式会社阪急阪神交通社ホールディングス（現株式会社阪急交通社）取締役常務執行役員 平成25年４月　阪急電鉄株式会社　常務取締役 平成26年３月　同　専務取締役（現在） 平成26年４月　当社監査役（現在） 平成26年６月　阪急阪神ホールディングス株式会社取締役（現在） 重要な兼職の状況 阪急阪神ホールディングス株式会社　取締役 阪急電鉄株式会社　専務取締役 株式会社東京楽天地　社外監査役 株式会社ステーションネットワーク関西 代表取締役社長	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	石原真弓（いしはら まゆみ） （昭和38年５月３日生）	平成９年４月　弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所入所 （現在） 重要な兼職の状況 新田ゼラチン株式会社　社外取締役 森下仁丹株式会社　社外監査役 モリト株式会社　社外取締役	―

（注）1.　監査等委員である取締役候補者と当社との特別の利害関係

(1) 沖本友保氏は平成23年５月まで東宝株式会社の業務執行者であり、現在は同社の常勤監査役であります。同社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。なお、同社は当社の特定関係事業者であります。

(2) 能上尚久氏は阪急電鉄株式会社の専務取締役であり、同社は当社と競業関係ならびに取引関係にあります。

(3) 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 沖本友保、能上尚久、石原真弓の各氏は社外取締役候補者であります。能上尚久氏は、東京証券取引所規定に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、石原真弓氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。

3. 沖本友保氏を社外取締役候補者とした理由は、東宝株式会社常勤監査役としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督にいかしていただくためであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって６年となります。

4. 能上尚久氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験・知見を当社の経営及び監査・監督にいかしていただくためであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

5. 石原真弓氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての企業法務に関する高い専門性や豊富な知見を当社の経営及び監査・監督にいかしていただくためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6. 本議案が原案どおり承認された場合、第２号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、当社と各候補者との間で会社法第427条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成３年４月25日開催の第73回定時株主総会において月額20,000千円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を月額10,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は８名ですが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は４名（うち社外取締役は１名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を月額3,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は４名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

以　上

MEMO

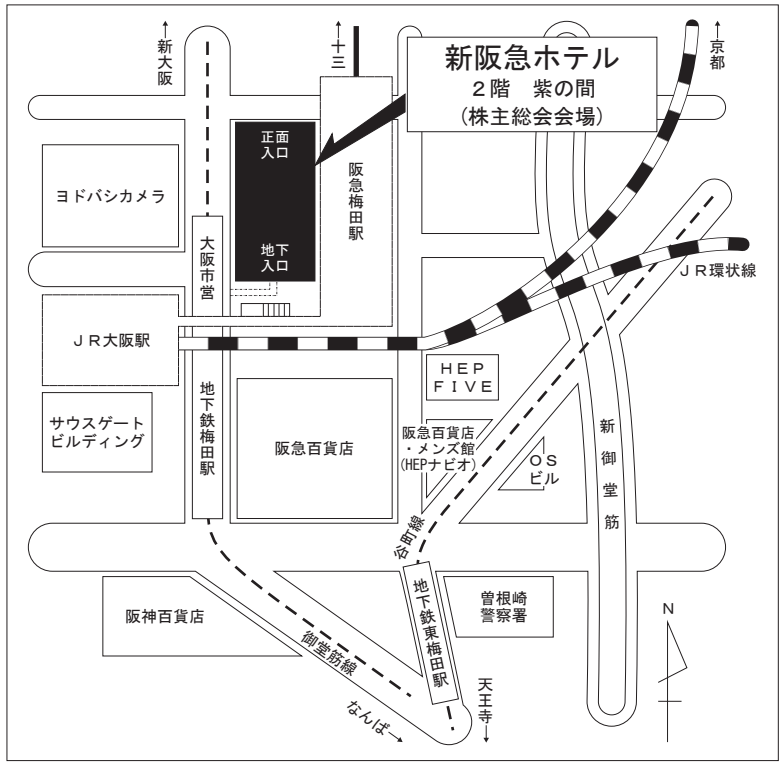
株主総会会場ご案内図

会　場…大阪市北区芝田一丁目１番35号
新阪急ホテル　２階　紫の間

〔ＪＲ西日本〕　「大阪駅」御堂筋出口より徒歩すぐ

〔阪 急 電 車〕　「梅田駅」隣接

〔地　下　鉄〕　御堂筋線「梅田駅」①、②出口より
地下入口に直結



なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承賜りますようお願い申しあげます。